

12月2日以降の各種保健事業に係る組合員証等の提示についてのお願い

マイナンバーカードの保険証利用が可能となったことにより、本年12月2日から現行の組合員証、組合員被扶養者証（以下、「組合員証等」という。）が廃止され、代わりに組合員証等をお持ちの全ての方に「資格情報のお知らせ」が発行されます。（現在お持ちの組合員証等は回収せず、来年12月1日まで保険証等として使用できます。）

また、12月2日以降に新規に資格を取得される方については「資格確認書」は発行されますが、現行の組合員証等は発行されません。

つきましては、組合員証等の提示を要する保健事業につきましては、**令和6年12月2日～令和7年3月31日の間**は次のとおりとなりますのでご留意願います。

該当する保健事業	対応方法
○人間ドック利用助成 ○歯科健診助成 ○禁煙外来助成 ○インフルエンザ予防接種助成 ○特定健康診査・特定保健指導	次のいずれかを提示 ・マイナ保険証（マイナ保険証に対応していない医療機関においては「マイナ保険証+資格情報のお知らせ」または「マイナ保険証+マイナポータル」の資格情報画面）の提示で受診可） ・組合員証等 ・資格確認書
○スポーツジム利用契約 ○やまなみ利用助成	次のいずれかを提示 ・組合員証等 ・資格情報のお知らせ ・資格確認書 ・マイナポータル」の資格情報画面
○契約施設利用助成	次のいずれかを提示 ・組合員証等 ・資格情報のお知らせ ・マイナポータル」の資格情報画面

※令和7年度の保健事業の利用方法等の詳細については、「令和7年度版 保健事業のご案内」にてご確認ください。（令和7年4月中旬頃配付予定）